

## 南ア労働許可・滞在許可の手続き遅延について（その2）

在留邦人の皆さまへ

1. 10月4日にご連絡差し上げた南アにおける労働許可手続き遅延問題に関して、11月2日、内務省のGoosen 総局長を往訪し、善処方申し入れを行ったところ、先方の述べた概要は次のとおりです。

（1）本年4月以降、従来内務省の地域事務所が行っていた労働許可の発行権限をプレトリアの本部のみに集中させたこと、また、公務員のストライキ、労働許可用ステッカーの不足といった問題も発生し労働許可に関する事務が停滞した。本件は申請者の国籍によって審査に早い遅いが発生しているわけではなく、単なる事務的な遅延であり、これまで審査案件が千件ほど停滞していた。

（2）問題は発行権限を集中させたが、人的体制が十分強化されなかったことにあり、現在は同体制を強化し、7月までの申請分は概ね対処してきており、現在8～9月分の申請に鋭意取組中である。

（3）当地在留邦人に概ね問題がないことは承知しており、同邦人で労働許可手続きが大幅に遅延しているケースがある場合には、（地方事務所から本部へ書類が届いていないことも考えられるので、）大使館から自分（Goosen 総局長）に連絡してほしい。早急に審査・発給に至るよう善処したい。

2. つきましては、邦人企業関係者の方の中に労働許可更新手続きが大幅に遅延している方がいらっしゃれば、大使館でリストを作成の上内務省に提出し、早期審査・発給を働きかけますので、お名前、会社名、旅券番号、企業内転勤労働許可（ITC）失効日、一般労働許可（General Work Permit）申請日を11月15日（月）までに当館野田（[toshikatsu.noda@mofa.go.jp](mailto:toshikatsu.noda@mofa.go.jp)）にお知らせくださるようお願いいたします。

以上

平成22年11月9日

日本大使館領事班

電話:012-452-1500

F A X :012-452-1600

[consul@embjapan.org.za](mailto:consul@embjapan.org.za)